枚方市教育委員会任期付職員採用選考　募集要項
（令和８年（2026 年）４月１日付採用）

令和７年（2025 年）10 月
枚 方 市 教 育 委 員 会

枚方市教育委員会では、市立小学校で、枚方市独自の少人数学級編制の実施、新学習指導要領への対応等、教育の更なる充実を図るために、枚方市の負担によって、令和８年（2026 年）４月１日から令和９年（2027 年）３月 31 日までの１年間の任期（雇用期間）を定めた常勤の小学校講師を採用します。

受験資格や応募方法は次のとおりです。

１．募集職種、採用予定人数及び受験資格

職種	採用予定数	受験資格
小学校講師	44 人程度	小学校教諭の普通免許状を有すること

(1) 国籍、年齢は問いません。
(2) 資格要件は、令和８年（2026 年）３月 31 日までに満たしていることを要します。
(3) 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第９条に該当しないこと。（Ｐ３～４．参照）
(4) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しないこと。（Ｐ４.参照）

２．申し込みについて

①受付期間　10 月１日（水）午前９時 00 分から 10 月 15 日(水）午後 11 時 59 分まで
②申込方法　インターネットによる申し込み
※インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、10 月９日（木）までに教職員課にお問い合わせください（平日の午前９時から午後５時 30 分まで)。

事 前 準 備	・パソコン又はスマートフォン、タブレット ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。一部の機能は PDF を閲覧できる環境が必要です。 ・メールアドレス ※「city.hirakata.osaka.jp」「.bsmrt.biz」「cbt-s.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。（スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください。） ・顔写真のデータ ※申込前半年以内に背景を無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。 ※登録可能なファイル形式は画像（JPEG）のみ、データサイズは最大 3MB です。 ※スマートフォン等で写真を撮影する場合は、縦向きで撮影してください。
申 込 手 順	①ホームページから申込専用サイトへ接続しメールアドレス等を事前登録 （下記 QR コードまたは https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000052658.html） ②事前登録完了のメールを受信後、メールに記載された URL にアクセスし、マイページ内で受験者情報（エントリーシート）を入力し、登録 ③登録完了メールを受信し受験申込完了 ※③の登録後に 24 時間を経過しても完了メールが届かない場合は、教職員課にお問い合わせください。

そ　の　他	・申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。 ・受付期間中は、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。 ・記入不備等により、受付期間中に応募することができなくなったとしても一切責任を負いませんので、申込は慎重に行ってください。 ・申し込み等で得た情報は、本採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。

３．選考日時、方法及び会場等

⑴　第１次選考

①日　　時	令和７年（2025年）10月25日（土）　受付時間　午後２時00分 ～ 午後２時15分 開場は午後２時ですので、それまでは来場しないでください。
②場　　所	輝きプラザきらら　７階　たまゆらイベントホール
③選考科目	筆記（午後２時30分～午後３時30分）
④持参する物	受験票、筆記用具

⑵　第２次選考

①日　　時	令和７年（2025年）11月８日（土） ※集合時間等の詳細は、第２次選考受験者に対し専用サイト内マイページで通知します。
②場　　所	輝きプラザきらら　７階　たまゆらイベントホール（集合場所）
③選考科目	個人面接
④持参する物	受験票、筆記用具

【枚方市教育委員会任期付職員採用選考　第１次選考免除について】

今年度に枚方市教育委員会任期付講師として枚方市立小中学校に勤務し、令和８年（2026年）３月31日に任期満了となる方は、第２次選考からの受験となります。

【受験上の注意】

・選考会場へは、公共交通機関等を利用してください。
・選考会場内では、係員の指示に従ってください。指示に従わない場合、退場を命じることがあります。
・地震、台風等により選考の実施が危惧されるときは、教職員課に問い合わせてください。（参照　８．選考に関する問い合わせ先）

４．結果発表

⑴　第１次選考

11月５日(水)　午後１時頃から専用サイト内マイページにて通知します。

⑵　第２次選考

12月上旬頃に受験者全員に郵送にて合否を通知します。なお、合格基準に満たない場合は不合格となるため、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。

５．合格と採用

・選考合格者は、採用候補者名簿に登載します。ただし、受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消します。また、申込書、提出書類の記載内容に虚偽があったときは、同名簿から削除する場合があります。
令和８年（2026年）４月１日以降、採用候補者名簿登載順に採用します（原則として、令和８年（2026年）

４月１日に全員採用します)。

・選考合格者の他に補欠合格者を決定することがあります。合格者から辞退者が出た場合等、補欠合格者の成績上位者から採用候補者の繰上補充を行います。

・採用前に卒業（見込）証明書等の関係書類の提出や健康診断の受診が必要です。

・任期（雇用期間）は令和８年（2026 年）４月１日から令和９年（2027 年）３月 31 日までとなります。

６．勤務条件（条例等の改正により変動することがあります）

(1)給 料 等

最終学歴	初任給月額（教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当　を含む）
大学卒	約２９２，０００円
短大等卒	約２７５，０００円

※金額は令和７年（2025 年）10 月現在

初任給月額は最終学歴（国家公務員の例に準じる）により上記のとおりです。なお、入職前の経歴に応じて市が定めるところにより加算することがあります。

この他、扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・退職手当の諸手当を条例等の定めるところにより支給します。

（参　考）期末手当・勤勉手当６月支給分・12 月支給分計 4.6 月分

（※在職期間に応じて支給。勤務状況により減算することがあります。）

(2)勤務時間　原則として午前８時30分から午後５時00分（休憩時間45分を含む）となっており、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります。

(3)休　　暇　年次有給休暇(20 日付与)のほか、特別休暇(夏季、結婚等)などがあります。

(4)社会保険　公立学校共済組合等に加入することになります。

(5)兼業制限　許可なく他の仕事に従事することは、原則として認められません。(地方公務員法第 38 条「営利企業従事制限」)

(6)そ の 他　枚方市教育委員会任期付講師として採用された方を対象に、教員としてのスキルアップを目的とした研修等の実施、また悩みや問題解決に向けた支援をおこないます。

７．成績開示

不合格者に対しては、結果発表に合わせて成績（順位・得点・合格最低点〈合格者が１名の場合は、順位・得点〉）を送付します。合格者には開示しません。

８．選考に関する問い合わせ先

枚方市教育委員会事務局　学校教育部　教職員課　　〒573-1159　枚方市車塚１丁目１番１号

TEL 050（7105）8040　　FAX 072（851）2172

○地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法第９条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられた者

二　教育職員免許法第 10 条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

三　教育職員免許法第 11 条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※１学校教育法第９条に定める教員等の欠格事由の一つである「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、

・拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間

・拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく 10 年を経過するまでの間の期間にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

※２刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第 68 号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（※１と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

○民法の一部を改正する法律 附則（平成 11 年法律第 149 号）

第３条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

２ 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

３ 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第 846 条、第 974 条及び第 1009 条の改正規定を除き、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第 68 号）

第四四三条（人の資格に関する経過措置）

懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

輝きプラザきらら　案内図（選考会場）

住所：枚方市車塚１－１－１　　電話：０５０－７１０５－８０４０

【　バスをご利用の方へ　】

京阪バス⑫⑬番（枚方市駅北口より北片鉾または小倉町行き）にご乗車の上、

片鉾・中央図書館バス停より歩いてすぐ　※自動車での来場はご遠慮ください。